

御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の事業者及び個人事業者（以下「事業者等」という。）の脱炭素経営を支援するため、地域脱炭素に資する融資を受ける事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象となる事業者等は、市内に本店所在地又は住所を有する者とする。

(補助対象融資)

第3条 補助対象となる融資（以下「補助対象融資」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品公募要領で指定を受けていること。
- (2) 前号に規定する認定を受けた日以降に融資を受けていること。
- (3) 令和12年度までの温室効果ガス排出量削減計画（以下「削減計画」という。）で定める温室効果ガス排出量削減目標（以下「削減目標」という。）が、前年度比3%以上に設定されていること。
- (4) 資金使途が運転資金又は設備資金であること。
- (5) 元金の弁済期日が、融資を受けた日から3年以上あること。

2 前項各号で定める資金使途が設備資金の場合は、市内に導入するもののみ補助対象とする。

(補助金交付の要件)

第4条 補助金の交付対象となる事業者等は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 納税義務者に対して給与の支払をする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- (3) 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が、御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象融資の手数料とし、融資金額の1%を上限とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内とし、1事業者等当たりの累計交付額の合計は10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助事業の期間は、補助金の交付決定の日が属する年度内とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、融資実行後、融資の実行に係る年度の3月末日までに、御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、別表に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条による申請書の提出があった場合は、申請を受け付けた順にその内容を審査するものとし、補助金を交付すべきであると認めたときは、予算の範囲内で交付を決定し、御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付額の総額が予算の範囲を超えた場合は、申請の内容を審査した上で、当該超えた日の申請者で抽選を行い、補助金の交付を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、債権者である金融機関に照会を行うことができる。
- 4 市長は、資金使途が設備資金の場合であり、第1項の審査において必要があると認めるときは、対象設備が設置される現地の調査を行うことができる。
- 5 市長は、必要に応じて、交付決定の内容に条件を付すことができる。
- 6 市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号。以下「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する補助対象融資ではないことが判明したとき。
- (3) 第4条に規定する補助金交付の要件に適合しないことが判明したとき。
- (4) その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金返還命令書（様式第6号）により返還を命ずるものとする。

（協力）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象融資に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

（関係書類の整備）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保存しておかなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定により決定された補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第8条関係）

No.	提出書類等
1	事業計画書（様式第1号 別紙）
2	決算書又は確定申告書（1期分）
3	申込人（企業）概要が確認できる資料（パンフレット等）
4	補助対象融資であることが確認できる資料（借入申込書（写し）、金銭消費貸借契約証書（写し）、確約書（写し）、削減計画等）
5	市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書の写し
6	手数料の金額が確認できる書類（確約書（写し）等）

7	融資実行に伴う振込金を確認できる書類（通帳（写し）等）
8	【資金使途が設備資金の場合】・領収書、請求書又は見積書・設備計画書
9	その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第8条関係）

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

御前崎市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代 表 者

印

御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付申請書

御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	円
補助対象経費（手数料額）	円
債権者（金融機関）名	
金融商品名	
融資実行日	年 月 日
温室効果ガス排出量削減目標	前年度比 %
資金使途	運転資金 + 設備資金
設備設置場所（設備資金のみ）	
融資期間（据置期間含む）	ヵ月（年 ヵ月）
事業概要	別紙事業計画書に記載のとおり。

・御前崎市ホームページへの掲載についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

- 御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金の交付申請に当たり、脱炭素経営に積極的に取り組む事業者として、4項目（企業名、代表者名、所在地、温室効果ガス排出量削減目標）の御前崎市ホームページ掲載に同意します。

・市税等の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

- 御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、市において、申請者の市税等の納付又は納入状況について確認することに同意します。

・暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

- 御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金の交付申請に当たり、下記事項について誓約し、承諾します。
- (1) 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が、御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (2) 御前崎市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

年 月 日			
(宛先) 御前崎市長 別紙を含め、交付申請書の内容について相違ないことを確認いたしました。 なお、市からの疑義照会があった際は誠意ある対応をすることに同意します。 金融機関名（支店記入）			
金融機関コード	店舗コード	取扱支店名	担当者
	-		
金融機関所見			

(様式第1号 別紙)

事業計画書

1 申請者の概要

(1) 申請者の概要

種別 ※該当するものに☑ を入れてください。	<input type="checkbox"/> 事業者 (法人)	<input type="checkbox"/> 事業者 (個人)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

(2) 事業の担当者

法人名		所属/役職	
氏名			
住所	〒		
電話番号		FAX	
E-mail			

(3) 事業の概要

資金使途 (運転資金)	(1) 商品・原材料仕入	_____	千円
	(2) 給料賃金支払	_____	千円
	(3) その他 ()	_____	千円
資金使途 (設備資金)	(1)	_____	千円
	(2)	_____	千円
	(3)	_____	千円
融資実行に伴う 手数料等総額	借入金額	_____	円
	手数料 (1)	_____	円
	手数料 (2)	_____	円
	手数料 (3)	_____	円
	手数料小計 ((1) + (2) + (3))	_____	円

様式第2号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金の額

2 補助対象

3 補助金の交付条件

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき、又は補助金交付の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (2) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限りその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (3) 補助金の交付を受けた者等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならないこと。

様式第3号（第9条関係）
様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金については、下記のとおり不交付としましたので通知します。

記

不交付の理由

様式第4号(第10条関係)
様式第4号(第10条関係)

年 月 日

御前崎市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代 表 者



御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金について、御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 額	¥	拾万	万	千	百	拾	円
-----	---	----	---	---	---	---	---

2 振込先

口座名義	(フリガナ)
振込先金融機関	銀行 本店 金庫 支店・営業部 農協 出張所
預金種別	普通・当座・貯蓄・別段・その他()
口座番号	

※口座名義人は申請者と同一名義としてください。

様式第5号（第11条関係）
様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をしました御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金について、御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり決定を取り消します。

記

決定を取り消す理由

様式第6号（第12条関係）
様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金返還命令書

御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金について、御前崎市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 返還を命じる理由

2 返還を命ずる額

金 円

3 返還期限

年 月 日